

## 令和2年竹田市農業委員会2回総会議事録

1. 日 時 令和2年2月6日(木) 午後1時30分～午後3時25分

2. 場 所 竹田市役所3階会議室5

3. 出席委員 13名

1番 丹 統司、2番 小伏間敬雄、3番 佐藤 博一、4番 本郷 敦子、5番 麻生 敏明  
6番 渡部美保子、7番 馬場 一己、8番 和田 京子、9番 長野 幸生、10番 志賀 一幸  
11番 工藤 一美、12番 原 眞治、13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：坂本大蔵、次長兼管理係長：甲斐正寿、農地係長：工藤裕崇、管理係：津曲美香

6. 議事

議案第 9号 農用地利用集積計画の承認について 農地中間管理事業分・・・・・・・・・・ 8件  
議案第10号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について・・・・・・・・・・ 6件  
議案第11号 農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・ 33件  
議案第12号 農用地利用集積計画の承認について 大分県農業農村振興公社へ所有権移転・・・ 1件  
議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・ 8件  
議案第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・ 2件  
議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・ 7件  
議案第16号 非農地証明について・・・・・・・・・・ 6件

会長 あいさつ

局長 ただいまの出席委員数は、13人で定足数に達しています。

議長

只今から、令和2年竹田市農業委員会第2回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により、運営いたしますのでご了承願います。

それでは、審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、3番 佐藤博一委員、4番 本郷敦子委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第3号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が、10件ありましたので報告します。

1番の案件は、議案第13号の農地法第3条の所有権移転に関連し、合意解約するものです。

3番の案件は、議案第15号の農地法第5条の転用申請に関連し、合意解約するものです。

4番の案件は、議案第11号の農用地利用集積計画に関連し、合意解約するものです。

5番及び6番の案件は、議案第12号の大分県農業農村振興公社への所有権移転による農用地利用集積計画に関連し、合意解約するものです。

8番の案件は、議案第9号の農地中間管理事業による農用地利用集積計画及び議案第10号の農用地配分計画案に関連し、合意解約するものです。

10番の案件は、議案第14号の農地法第4条の転用申請に関連し、合意解約するものです。

続きまして、報告第4号について報告を申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が、4件ありましたので報告します。

議長

報告事項について、質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようです。これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第9号 農用地利用集積計画の承認について 農地中間管理事業分・・・・・・・・・・ 8件

議案第10号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について・・・・・・・・・・ 6件

議案第11号 農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・ 33件

議案第12号 農用地利用集積計画の承認について 大分県農業農村振興公社へ所有権移転・・・ 1件

議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・ 8件

議案第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・ 2件

議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・ 7件

議案第16号 非農地証明について・・・・・・・・・・ 6件

以上、71件を、本日の議案として提案いたします。

議長

議案第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について を議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

6番の案件は、5年間の賃貸借による権利の設定を、その他の1番から5番及び7番から8番の案件は農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ10年間の賃借権の設定を行うものであります。

議長

只今、議案第9号について、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第9号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第10号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について を議題といたします。

議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第10号につきまして、ご説明いたします。先の議案第9号におきまして土地所有者から大分県農業農村振興公社への権利設定の承認をいただきましたが、議案第10号の農用地利用配分計画案は、農地中間管理事業による賃貸借による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものであります。

1番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。

選定理由としましては、「人・農地プランの中心的経営体として位置づけられ地域で調整の結果」となっています。

2番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。

選定理由としましては、「人・農地プランの中心的経営体としてマッチングした結果」となっています。

3番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。

選定理由としましては、「農業経営基盤強化促進法の利用権設定から中間管理事業法の使用貸借へ移行した結果」となっています。

4番の借受人は、〇〇〇〇です。認定農業者ではありませんが新規参入者です。

〇〇〇〇は、〇〇〇〇氏が令和元年10月11日に設立しました。令和元年6月1日から肉用牛の飼養拠点を福岡県宗像市から別府市へ移し、別府市では40ヘクタールの原野や山林を利用し、種雄牛1頭、繁殖母牛15頭、育成子牛5頭、子牛11頭を飼育しています。代表取締役は、〇〇〇〇氏です。市内久住町栢木において隣地の〇〇〇〇を含め16ヘクタールの農地や農用地を利用して放牧を行う計画です。選定理由としましては、「隣地農地で放牧を行うため」となっています。

5番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。

選定理由としましては、「地域内の担い手」となっています。

6番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。

選定理由としましては、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」となっています。

議長

只今、議案第10号について、事務局による説明がありました。ご意見、質疑はございませんか。

5番 麻生敏明委員

議案第9号と関連ですが、中間管理事業について貸借期間は10年と聞いていますが、議案第9号の6番は貸借期間が5年になっています。5年でよいのですか。それから、今年度中間管理機構を通した場合、協力金はどれくらいですか。

事務局

中間管理事業につきまして、10年間で一括の設定をしていますが、5年間で2回に分けての契約も可能とのことです。それで、今回5年の設定になったものです。協力金ですが、農地の受け手は、0円です。農地の出し手は来年度までは反当15,000円となっています。

5番 麻生敏明委員

5年でも良いのですか。その変更は、いつされたのですか。

事務局

前から5年も可能とのことです。協力金をもらうためには5年間の契約を2回するようにして合計10年になれば対象になります。

5番 麻生敏明委員

あっせんする場合、10年でなければいけないと聞いていたものですから。5年でも出来るということを知りませんでした。

議長

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第10号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第11号 農用地利用集積計画の承認について を議題といたします。議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

1番から3番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の再設定です。1番及び3番の案件は、賃貸借、2番の案件は、使用貸借です。

4番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。3年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻栽培中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込めます。

5番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。1年間の賃貸借、新規設定です。新規参入ですが、大分市では労力3名、経営面積は4049平方メートルでイチジクやキクイモなど果樹・野菜栽培中心の農家です。借受農地の効率的な利用が見込めます。

6番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。3年間の賃貸借、再設定です。労力2名、水稻栽培中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込めます。

7番及び8番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。10年間の賃貸借、再設定です。

9番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。10年間の賃貸借、再設定です。

10番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年の賃貸借、再設定です。

11番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年の賃貸借、新規設定です。労力1名、水稻栽培中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込めます。

12番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。3年間の賃貸借、新規設定です。労力1名、水稻・飼料稻栽培中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込めます。

13番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。6年間の賃貸借、新規設定です。

14番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。

15番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。労力3名、水稻・野菜・果樹栽培中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込めます。

16番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。3年間の賃貸借、再設定です。

17番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。10年間の賃貸借、再設定です。

18番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。10年間の賃貸借、再設定です。労力2名、水稻栽培中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込めます。

19番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。

20番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。労力2名、水稻栽培中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込めます。

21番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。6年間の賃貸借、再設定です。

22番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。4年11ヶ月間の賃貸借、再設定です。

23番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。3年間の賃貸借、再設定です。

24番から27番の4案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。

28番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。労力2名、水稻・野菜栽培中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込めます。

29番及び30番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。10年間の賃貸借、再設定です。

31番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。労力2名、水稻栽培中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込めます。

32番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。

33番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。

全ての案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、議案第11号について、事務局による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。

9番 長野幸生委員

11番の借り手の方が大分市となっていますが、通勤農業をやっているのですか。

議長

その方は、〇〇〇〇病院の〇〇〇〇で、雉ヶ平の〇〇〇〇氏の長男です。57歳なので辞めてからのことも考えていると思います。

事務局

市の職員で〇〇〇〇氏の近所の方がいましたので確認をしました。〇〇〇〇氏は、毎週土・日に帰ってきて農業をしております。最近大きなトラクターも購入しているそうです。

9番 長野幸生委員

〇〇〇〇氏の息子ですか。雉ヶ平の人ですね。わかりました。

議長

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第11号について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号の農用地利用集積計画の承認については承認することに決定します。

議長

続いて、議案第12号の大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第12号の1番の案件は、離農希望のあった譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人大分県農業農村振興公社へ所有権移転するものです。

議長

只今、議案第12号について、事務局より説明がありましたが、ご意見、質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第12号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号の大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認については承認することに決定します。

議長

続いて、議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について1番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第13号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字三宅字不納戸〇〇〇〇番ほか 田6筆、畑6筆 合計面積5,190.79平方メートルを親子間の贈与により所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、5,641.91平方メートルで下限面積要件を充たしています。

議長

8番 和田京子委員に調査報告をお願いします。

8番 和田京子委員

議案第13号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2名です。農機具はトラクター1台、コンバイン1台を所有しております。稲作・野菜栽培中心の農家であり、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第13号の2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第13号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字植木字長田〇〇〇〇番ほか 田3筆 合計面積1,899平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、27,647.68平方メートルで下限面積要件を充たします。

議長

8番 和田京子委員に調査報告をお願いします。

8番 和田京子委員

議案第13号の2番の調査報告をいたします。  
譲受人の労力は3名です。農機具はトラクター1台、田植機1台、コンバイン2台を所有しております。稲作中心の農家であり、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第13号の3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第13号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字平田字小仲尾〇〇〇〇番ほか 畑4筆 合計面積961平方メートルを所有権移転するものです。この4筆は、いずれも農業振興地域外の農地です。譲受人の取得後の経営規模は、3,303平方メートルとなり、農業振興地域外の農地取得のための1000平方メートルという下限面積要件を充たします。

議長

8番 和田京子委員に調査報告をお願いします。

8番 和田京子委員

議案第13号の3番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1名です。農機具はトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。稲作栽培中心の農家であり、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第13号の4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第13号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字下坂田字下平瀬〇〇〇〇番ほか 田8筆 合計面積4,849平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営面積は、17,068.56平方メートルとなり、下限面積要件を充たしています。

議長

6番 渡部美保子委員に調査報告をお願いします。

6番 渡部美保子委員

議案第13号の4番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3名です。農機具はトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。稲作栽培中心の農家であり、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第13号の5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第13号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字下坂田字上久保〇〇〇〇番 畑1筆 面積185平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営面積は、20,146平方メートルとなり、下限面積要件を充たしています。

議長

6番 渡部美保子委員に調査報告をお願いします。

6番 渡部美保子委員

議案第13号の5番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3名です。農機具はトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しています。稲作・野菜栽培中心の農家であり、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

続いて、議案第13号の6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第13号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市久住町大字白丹字荻ノ迫〇〇〇〇番 田1筆 面積1,668平方メートルを親族間の贈与により所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営面積は、23,707平方メートルとなり、下限面積要件を充たしています。

議長

11番 工藤一美委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤一美委員

議案第13号の6番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1名です。農機具はトラクター2台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。稲作栽培中心の農家であり、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

続いて、議案第13号の7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第13号の7番の案件は、譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市久住町大字有氏字高合利〇〇〇〇番ほか 田9筆、畑1筆 合計面積8,563平方メートルを親子間の贈与により所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、8,563平方メートルで下限面積要件を充たしています。

議長

5番 麻生敏明委員に調査報告をお願いします。

5番 麻生 敏明委員

議案第13号の7番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1名です。農機具はトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。稲作栽培中心の農家であり、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第13号の8番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第13号の8番の案件は、譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字釜土〇〇〇〇番 畑1筆 面積64平方メートルを親子間の贈与により所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、19,796平方メートルで下限面積要件を充たします。

議長

7番 馬場一己委員に調査報告をお願いします。

7番 馬場一己委員

議案第13号の8番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1名です。農機具はトラクター1台を所有しております。稲作栽培中心の農家であり、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第13号について調査報告がありましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので討論を終結いたします。

議案第13号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号はこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第14号の1番の案件は、申請地 竹田市久住町大字栢木字南〇〇〇〇番 外3筆 合計面積9,207平方メートルの田です。この申請地は農用地 区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、植林用地です。申請地は、周囲を山に囲まれ獣害がひどいうえ、山からの湧き水を使用していましたが水量が乏しいため農地として管理できず、スギを植林しました。雨水は自然浸透する計画です。転用行為は、平成23年3月31日にすでに植林しており、始末書が添付されております。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

5番 麻生敏明委員に調査報告をお願いします。

5番 麻生敏明委員

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、確実性については既に植林を終えているため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第14号の2番の案件は、申請地 竹田市直入町大字上田北字日向石〇〇〇〇番 面積1,833平方メートルの畑です。この申請地は農用地 区域外の農地で、ほ場整備等 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、植林用地です。周囲を山に囲まれ獣害がひどいうえ、高齢となり農地の管理ができなくなったため、スギを植栽し山林として管理する計画です。転用行為は、令和2年4月30日までを予定しております。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられま

す。

議長

5番 麻生敏明委員に調査報告をお願いします。

5番 麻生敏明委員

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第14号について調査報告がありましたが、ご意見・ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第14号について、許可相当として意見を付して、大分県知事に進達することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号については、許可相当として意見を付して大分県知事に進達いたします。

議長

続いて、議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第15号の1番の案件は、申請地 竹田市大字竹田字魚住〇〇〇〇番 外5筆 合計面積1,359平方メートルの田です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、資材置き場兼駐車場用地です。64年が経過した竹田発電所の老朽化対策工事のため申請地を資材置き場及び駐車場として2年間の一時転用を計画するものです。工事期間は、許可後から令和2年3月31日までを予定しており、令和4年3月31日までに農地へ返す予定です。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

3番 佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

3番 佐藤博一委員

報告いたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。図面では、6筆になっていますが現状は2筆です。

議長

続いて、議案第15号の2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第15号の2番の案件は、申請地 竹田市大字中字折立〇〇〇〇番 面積1,186平方メートルの田です。この申請地は、農振法の規定による農用地区域内農地です。転用目的は、畜舎用地です。申請者は、畜産経営の法人です。牛の頭数が増えて、既存の畜舎だけでは足りなくなったため、新たに畜舎の建設を計画したものです。排水については、水路を通して川へ流す計画で、水路組合の承諾も得ています。工事期間は、許可後から令和2年7月31日までを予定しています。転用許可基準は、「農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること」に該当すると考えられます。なお、隣地の農家の承諾が得られず、承諾書がもらえなかったため、経過報告書及び誓約書を提出していただいています。

議長

1時間経ちましたので、ここで休憩いたします。 (午後2時37分)

議長

それでは、再開いたします。 (午後2時59分)

議長

6番 渡部美保子委員に調査報告をお願いします。

6番 渡部美保子委員

報告いたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第15号の3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第15号の3番の案件は、申請地 竹田市大字菅生字天神原〇〇〇〇番 面積3,174平方メートルの畑です。この申請地は、農振法の規定による農用地区域内農地です。転用目的は、野菜集出荷施設用地

です。現在の営農関連施設と隣接する土地を借りて、出荷量増加を目指し新たに施設の建設を計画したものです。排水については、水路を通して川へ流す計画で、水路組合の承諾も得ています。工事期間は、許可後から令和3年3月31日までを予定しています。転用許可基準は、「農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること」に該当すると考えられます。

議長

4番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

4番 本郷敦子委員

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実に認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第15号の4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第15号の4番の案件は、申請地 竹田市大字炭竈字炭竈津留〇〇〇〇番 面積1,462㎡のうち1,061平方メートルの田です。この申請地は、農振法の規定による農用地区域内農地です。転用目的は、駐車場用地です。転用者は、玉来ダム建設の施工業者で、近くに従業員の宿舎及び事務所を建設し、平成29年12月に駐車場の一時転用を行いました。台数が多くなり駐車場不足が生じたため、新たに申請地へ2年間の一時転用を計画したものです。排水については、水路を通して川へ流す計画で、水路組合の承諾も得ています。工事期間は、許可後から令和2年3月31日までを予定しており、令和4年3月31日までに農地へ返す予定です。転用許可基準は、「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること」に該当すると考えられます。

議長

6番 渡部美保子委員に調査報告をお願いします。

6番 渡部美保子委員

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実に認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第15号の5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第15号の5番の案件は、申請地 竹田市荻町馬場字岩戸〇〇〇〇番 面積1,971平方メートルの現況地目が畑の農地です。この申請地は農用地 区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、資材置き場用地です。転用者は、建設業を営んでおり、資材置き場を計画したものです。工事期間は、許可後から令和3年3月31日までを予定しております。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

4番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

4番 本郷敦子委員

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実に認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第15号の6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第15号の6番の案件は、申請地 竹田市久住町大字久住字神馬向〇〇〇〇番 面積481平方メートルの田です。この申請地は農用地 区域外の農地で、ほ場整備等 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、一般住宅用地です。転用者は、現在、親と同居しており、今回新たに住宅の建設を計画したものです。排水は、市道側溝へ流す計画で市の建設課と協議済みです。工事期間は、許可後から令和2年6月20日までを予定しております。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

5番 麻生敏明委員に調査報告をお願いします。

5番 麻生敏明委員

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実に認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第15号の7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第15号の7番の案件は、申請地 竹田市直入町大字上田北字田平〇〇〇〇番 面積733平方メートルの田です。この申請地は農用地 区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、太陽光発電施設用地です。申請地は、近隣の農地から10メートル以上高いため、農道が急こう配で機械の移動に危険を伴い、また、水利にも苦勞するため農地としての管理が難しくなり太陽光発電施設の設置を計画したものです。排水は、川へ流す計画で土木事務所と協議済みです。工事期間は、許可後から令和2年9月30日までを予定しております。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

5番 麻生敏明委員に調査報告をお願いします。

5番 麻生敏明委員

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第15号について調査報告がありましたが、ご意見・ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第15号について、許可相当として意見を付して、大分県知事に進達することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号については、許可相当として意見を付して大分県知事に進達いたします。

議長

続いて、議案第16号 非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第16号の1番の案件は、申請者 〇〇〇〇氏の所有する、申請地 竹田市大字挾田字羽恵〇〇〇〇番 外2筆 登記地目 田1筆・畑2筆 合計面積1,148.91平方メートルの土地です。土地の形状

が悪く、耕作に不向きなため、昭和30年頃にスギ及びクヌギを植林しました。現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

6番 渡部美保子委員に調査報告をお願いします。

6番 渡部美保子委員

1番の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第16号の2番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字植木字柚ノ木○○○  
○番 登記地目 田1筆 面積102平方メートルの土地です。地形的に悪く、平成元年頃から農地として  
管理ができなくなりました。現況は原野となっています。始末書が添付されています。

議長

6番 渡部美保子委員に調査報告をお願いします。

6番 渡部美保子委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて、農地  
への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第16号の3番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字穴井迫字クワツル○  
○○○番 登記地目 田2筆・畑1筆 合計面積369平方メートルは、立地条件が悪いため昭和60年頃  
から農地の管理ができなくなりました。現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

3番 佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

3番 佐藤博一委員

3番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、4番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第16号の4番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字米納字長迫○○○○番 登記地目 田1筆 面積31平方メートルの土地です。水路の確保ができなくなり昭和45年頃から農地の管理ができなくなりました。現況は雑種地となっております。始末書が添付されています。

議長

6番 渡部美保子委員に調査報告をお願いします。

6番 渡部美保子委員

4番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は雑種地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、5番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第16号の5番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字下坂田字上平瀬○○○○番 登記地目 畑1筆 面積704平方メートルの土地です。平成10年に県外へ転出したため農地の管理ができなくなりました。現況は山林となっております。始末書が添付されています。

議長

6番 渡部美保子委員に調査報告をお願いします。

6番 渡部美保子委員

5番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、6番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第16号の6番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市直入町大字長湯字村○○○○番 登記地目 畑1筆 面積270平方メートルの土地です。急傾斜になっている土地で農地に不向きなため平成5年頃から農地として管理できなくなりました。現況は原野となっています。始末書が添付されています。

議長

5番 麻生敏明委員に調査報告をお願いします。

5番 麻生敏明委員

6番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第16号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第16号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。よって、議案第16号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和2年竹田市農業委員会 第2回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

【閉会：午後3時25分】

令和2年2月6日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....